

変更が必要となる変更事項
 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第34条の23)
 ※上記厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、**10日以内**に届出をする必要があります。

項目	変更の届出事項	居宅介護		介護介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	自立訓練(機能訓練 自立訓練(生活訓練))	就労移行支援	就労継続支援	就労定着支援 自立生活援助	共同生活援助	障害者 支援施設	一般相応支援 (地域移行支援) (地域定着支援)
		居宅介護 要約的居宅介護 高付加価値 行動援護	要約的居宅介護 高付加価値 行動援護											
1	事業所(施設)の名称		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	事業所(施設)の所在地		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	申請者(法人)の名称		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	申請者(法人)の住所たる事務所所在地		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	申請者(法人)の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)申請者(法人)の定款、寄付行為等※就労継続支援A型のみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	提供するサービスの種類									就労継続支援A型のみ				
8	事業所(施設)の平面図	○	建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする)並びに設備の概要		事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする)並びに設備の概要				事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする)並びに設備の概要	○	○	建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする)並びに設備の概要		建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする)並びに設備の概要
9	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	事業所(施設)のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	事業所の地域移行支援実施責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴													○
13	運営規程 ※右欄の項目は、指定基準において運営規定に必ず定められていなければならないとされている項目です。右欄以外の項目でも、運営規程に定めている場合は変更が必要となります。	1 事業の目的及び運営の方針 2 事業者の組織、役員及び職務の内容 3 事業日及び事業時間 4 事業の運営並びに利用者から受給する費用の種類及びその額 5 サービス利用に当たっての留意事項 6 送迎の事業の実施方法 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 主たる対象とする障害の種類 9 非常災害対策 10 主たる対象とする障害の種類 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項	1 事業の目的及び運営の方針 2 事業者の組織、役員及び職務の内容 3 事業日及び事業時間 4 事業の運営並びに利用者から受給する費用の種類及びその額 5 サービス利用に当たっての留意事項 6 送迎の事業の実施方法 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 主たる対象とする障害の種類 9 非常災害対策 10 主たる対象とする障害の種類 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項	1 事業の目的及び運営の方針 2 事業者の組織、役員及び職務の内容 3 事業日及び事業時間 4 事業の運営並びに利用者から受給する費用の種類及びその額 5 サービス利用に当たっての留意事項 6 送迎の事業の実施方法 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 主たる対象とする障害の種類 9 非常災害対策 10 主たる対象とする障害の種類 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項	1 事業の目的及び運営の方針 2 事業者の組織、役員及び職務の内容 3 事業日及び事業時間 4 事業の運営並びに利用者から受給する費用の種類及びその額 5 サービス利用に当たっての留意事項 6 送迎の事業の実施方法 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 主たる対象とする障害の種類 9 非常災害対策 10 主たる対象とする障害の種類 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項	1 事業の目的及び運営の方針 2 事業者の組織、役員及び職務の内容 3 事業日及び事業時間 4 事業の運営並びに利用者から受給する費用の種類及びその額 5 サービス利用に当たっての留意事項 6 送迎の事業の実施方法 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 主たる対象とする障害の種類 9 非常災害対策 10 主たる対象とする障害の種類 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項	1 事業の目的及び運営の方針 2 事業者の組織、役員及び職務の内容 3 事業日及び事業時間 4 事業の運営並びに利用者から受給する費用の種類及びその額 5 サービス利用に当たっての留意事項 6 送迎の事業の実施方法 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 主たる対象とする障害の種類 9 非常災害対策 10 主たる対象とする障害の種類 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項	1 事業の目的及び運営の方針 2 事業者の組織、役員及び職務の内容 3 事業日及び事業時間 4 事業の運営並びに利用者から受給する費用の種類及びその額 5 サービス利用に当たっての留意事項 6 送迎の事業の実施方法 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 主たる対象とする障害の種類 9 非常災害対策 10 主たる対象とする障害の種類 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項	1 事業の目的及び運営の方針 2 事業者の組織、役員及び職務の内容 3 事業日及び事業時間 4 事業の運営並びに利用者から受給する費用の種類及びその額 5 サービス利用に当たっての留意事項 6 送迎の事業の実施方法 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 主たる対象とする障害の種類 9 非常災害対策 10 主たる対象とする障害の種類 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項	1 事業の目的及び運営の方針 2 事業者の組織、役員及び職務の内容 3 事業日及び事業時間 4 事業の運営並びに利用者から受給する費用の種類及びその額 5 サービス利用に当たっての留意事項 6 送迎の事業の実施方法 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 主たる対象とする障害の種類 9 非常災害対策 10 主たる対象とする障害の種類 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項	1 事業の目的及び運営の方針 2 事業者の組織、役員及び職務の内容 3 事業日及び事業時間 4 事業の運営並びに利用者から受給する費用の種類及びその額 5 サービス利用に当たっての留意事項 6 送迎の事業の実施方法 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 主たる対象とする障害の種類 9 非常災害対策 10 主たる対象とする障害の種類 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項	1 事業の目的及び運営の方針 2 事業者の組織、役員及び職務の内容 3 事業日及び事業時間 4 事業の運営並びに利用者から受給する費用の種類及びその額 5 サービス利用に当たっての留意事項 6 送迎の事業の実施方法 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 主たる対象とする障害の種類 9 非常災害対策 10 主たる対象とする障害の種類 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項	1 事業の目的及び運営の方針 2 事業者の組織、役員及び職務の内容 3 事業日及び事業時間 4 事業の運営並びに利用者から受給する費用の種類及びその額 5 サービス利用に当たっての留意事項 6 送迎の事業の実施方法 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 主たる対象とする障害の種類 9 非常災害対策 10 主たる対象とする障害の種類 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項	1 事業の目的及び運営の方針 2 事業者の組織、役員及び職務の内容 3 事業日及び事業時間 4 事業の運営並びに利用者から受給する費用の種類及びその額 5 サービス利用に当たっての留意事項 6 送迎の事業の実施方法 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 主たる対象とする障害の種類 9 非常災害対策 10 主たる対象とする障害の種類 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項
14	事業所の種類(併設型・空床型の別)					○								
15	併設型に於ける利用者の居室又は空床型における当該施設の入居者の定員					○								
16	協力医療機関の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約内容					○			○					
17	他の障害福祉サービス事業所・関係機関との連携体制及び連携の体制の概要													
18	第三者に委託することにより提供される障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの提供並びに当該第三者の事業の名称及び所在地													
19	運営する公共職業安定所等の機関の名称												○	

★ 生活介護、就労継続支援A型・B型のサービスの量(定員)を増加しようとするとき、施設入所支援のサービスの量を減らしようとするとき又は入所定員を増加しようとするときは、指定変更の届出(様式第2号)が必要となります。なおその場合は必ず事前届出の上、一ヶ月前までに届出をしてください。

変更届添付書類一覧表

○：必須 △：場合により添付要

※提出前に必要書類を確認し、申請者確認欄にチェックの上、本表と併せてご提出ください。

変更届が必要となる変更事項		届出書類	添付書類一覧表（本表）	様式第3号	様式第6号	付表	定款または寄付行為等	登記事項証明書または条例等	従業者の勤務体制及び形態一覧表	事業所平面図・写真	設備・備品等一覧表	経歴書	（新旧対照表） 変更前のものと変更後のもの 運営規程	従業者等の実務経験証明書	自己所有の場合には建物の登記簿記載事項の写し、賃貸の場合は賃貸借契約書の写し	備考	
申請者確認欄（提出する書類の欄にチェックしてください）																	
1	事業所（施設）の名称		○	○	○										○		
2	事業所（施設）の所在地		○	○	○						△	△			○	△ ★ 要事前相談 位置図を添付 住居表示の変更のみの場合△は不要	
3	申請者（法人）の名称		○	○	○		△	○								登記事項証明書は変更後のものを添付 △は就労継続支援A型のみ	
4	申請者（法人）の主たる事務所の所在地		○	○	○		○	○								登記事項証明書は変更後のものを添付 △は就労継続支援A型のみ	
5	申請者（法人）の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		○	○	○			○								登記事項証明書は変更後のものを添付 「変更届」に代表者の氏名のふりがなも記載してください。	
6	登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） ※申請者（法人）の定款、寄付行為（就労継続支援A型のみ）		○	○	○		○	○								登記事項証明書は変更後のものを添付 △は就労継続支援A型のみ	
7	提供するサービスの種類		○	○	○	○			○					○			
8	事業所（施設）の平面図又は設備の概要		○	○						○	○					★ 共同生活援助の共同生活住居の追加に伴う変更の場合は要事前相談	
9	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴		○	○	△	○		○				○		△			
10	事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴		○	○	○	○		○				○		△		サービス提供責任者の資格要件を満たすことがわかる資格証（写）、実務経験証明書を添付	
11	事業所（施設）のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴		○	○	△	○		○				○		○		研修の終了証明書（写）を添付	
12	事業所の地域移行支援従事者の氏名、生年月日、住所及び経歴		○	○	○	○		○						○		研修の終了証明書（写）を添付	
12	主たる対象者		○	○	○									○			
13	運営規程	従業者の職種、員数及び職務の内容	○	○	○	○		○						○		★ 要事前相談 ※定員減の場合は、市町の（障害福祉計画との整合性に関する）意見書を添付 ※生活介護、就労継続支援A型・B型、障害者支援施設の定員増の場合は別途変更指定申請も必要	
		利用者の定員変更に伴うもの ※1	○	○	○	○		○						○			
		主たる対象とする利用者、障害の種類	○	○	○	○								○			主たる対象者を特定する場合は、参考様式6を添付
		通常の事業の実施地域	○	○	○	○								○			
		支援の内容	○	○	○	○			○					○			
	上記以外	○	○										○				
14	事業所の種別（単独型・併設型・空床型の別）		○	○	○	○								○		★ 要事前相談	
15	併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所者の定員		○	○	○	○								○			
16	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容		○	○	○	○										契約内容等がわかる資料を添付	
17	他の障害福祉サービス事業所・関係機関との連携体制及び支援体制の概要		○	○												連携体制及び支援の体制の概要がわかるものを添付	
18	第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地		○	○	○	○				△	△			○	△	★ 要事前相談 位置図を添付 住居表示の変更のみの場合△は不要	
19	連携する公共職業安定所等の機関の名称		○	○		○											

- ※1 上記の書類のほか、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。
- 2 様式6号については、既に届け出ている開始届の内容に変更があった場合のみ提出してください。
- 3 変更の内容によっては、事前相談が必要な場合があります。（備考欄を参照してください。）

年 月 日

（あて先）
大津市長

法人所在地
法人名
代表者名
（職・氏名）

印

次のとおり指定を受けた内容に変更があったので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第1項 第46条第3項 第51条の25第1項 第51条の25第3項の規定により届け出ます。

指定内容を変更した事業所（施設）		事業所番号	名称	所在地	サービスの種類
変更があった事項			変更の内容		
1	事業所（施設）の名称	（変更前）			
2	事業所（施設）の所在地				
3	申請者（法人）の名称				
4	申請者（法人）の主たる事務所の所在地				
5	申請者（法人）の代表者の氏名、生年月日、住所又は職名				
6	定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） 「※定款・寄付行為等」は就労継続支援A型事業所のみ				
7	重度障害者包括支援のみ	提供するサービスの種類	（変更後）		
8	事業所（施設）の平面図又は設備の概要				
9	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴				
10	事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴				
11	事業所（施設）のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴				
12	事業所の地域移行支援従事者の氏名、生年月日、住所及び経歴				
13	運営規程				
14	短期入所のみ	事業所の種別（併設型・空床型の別） 併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所定員			
16	協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該協力医療機関との契約の内容				
17	共同生活援助のみ	他の障害福祉サービス事業者等との連携体制又は支援体制の概要			
18	重度障害者包括支援のみ	第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地			
18	連携する公共職業安定所等の名称		年 月 日		
変更年月日			年 月 日		

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。
 2 該当項目番号に○を付してください。
 3 変更内容がわかる書類を添付してください。
 4 変更をした日から10日以内に届け出てください。

障害福祉サービス事業等 開始(変更)届

開始・変更しようとする事業	障害福祉サービスの種類	
	支援の内容	
経営者 (法人)	氏名(名称)	
	住所 (事務所の所在地)	〒 -
基本約款	別 添 I	
職員の職種	職務の内容	職員の定数
		人
		人
		人
		人
		人
		人
		人
	合計	人
主な職員の氏名		
主な職員の経歴	別 添 II	
事業を行おうとする地域		
事業の用に供する施設	名称	
	種類	(短期入所を行おうとする場合に限る)
	所在地	〒 -
	利用定員	
事業開始の予定年月日	年 月 日	
<p>1 上記のとおり、障害福祉サービス事業等を開始しますので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項の規定により届け出ます。</p> <p>2 上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項の規定により届け出た事項を変更しましたので、同条第3項の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">事業者 住所(事務所の所在地) 法人名(名称) ⑩ 代表者</p> <p>(あて先) 大津市長</p>		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

注 変更の場合は、変更の日から1ヶ月以内に届出を行ってください。

開始(変更)届記入要領

- 1 標題の届出名のうち、開始・変更のいずれかの該当する事項を○で囲むこと。
- 2 変更の届出をする際には、変更した事項のみを記入し、変更から一ヶ月以内に提出すること。
- 3 「開始・変更しようとする事業」欄のうち「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供する便宜の種類等その事業の内容を記入すること。
- 4 「経営者」欄には、当該事業を経営する者が法人である場合には、その名称及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入すること。
- 5 「職員の定数」欄には、実人員を記入すること。
- 6 「主な職員の氏名」欄の主な職員とは、管理者を指すものであること。
- 7 「事業を行おうとする区域」欄には、市町村(都道府県)の委託を受けて行う場合には、事業を行おうとする区域のほかに「委託先」として当該市町村(都道府県)の名称を併せて記入すること。
- 8 届出の法令上の根拠を示す欄では、1又は2のうち該当する番号を○で囲むこと。
- 9 開始の届出をする際には、この届に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第66条第2項に掲げる書類(収支予算書、事業計画書)を添付すること。